

## 平成24年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

平成24年3月29日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「15県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実かつ適正に実施するため、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成17年3月変更）」（以下「処理計画」という。）第2部第2章2（3）ア）及び「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）に基づき、次のとおり、平成24年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

### 1 処理対象PCB廃棄物

北海道PCB廃棄物処理事業においては、次のPCB廃棄物を処理します。

トランス類	PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの
コンデンサ類	PCBを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで10kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油

なお、漏れ・しみがあるなどのPCB廃棄物については、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が処理に向けての調査結果を踏まえて、平成24年度は引き続き処理施設改修に向けた検討を行います。

### 2 処理計画

別紙「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における搬入計画」に基づき実施することとします。

#### （1）搬入期間

北海道内は、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局管内及び過年度処理対象地域を対象とし、定期修理期間を除く期間に、15県内については、各ブロックの重点搬入期間に処理を行なうこととし、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的な処理を進めるものとし、

JESCOは、計画的かつ効率的な処理を行なうため、処理にあたって、多量保管事業者（PCB廃棄物等を30台（本）以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとし、

#### （2）処理量

平成24年度の処理量は次のとおりとします。

①トランス類 701台

②コンデンサ類 7,200台

③PCB油類 56本

※PCB油類については、ドラム缶（重量150kg）の本数によりその量を示しています。

(3) 搬入期間外の処理

次に掲げるものについては、搬入期間外の地域のPCB廃棄物であっても処理ができるものとします。

- ①北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」という。）で調整し、緊急に処理を行う必要があると認められたとき。
- ②合理的な運転を行うため、JESCOから広域協議会へ搬入の要請があったとき。

3 適正処理を推進するための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとします。

(1) 収集運搬中における緊急時連絡体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡については、「北海道PCB廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制（平成20年7月決定）」により行うものとします。

(2) PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

北海道及び15県並びにJESCOは、期限内の処理と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めるとともに、JESCOが設置する「PCB処理情報センター」において、処理施設における処理状況、環境モニタリング情報や15県の取組などに関する情報を発信し、PCB廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

(3) 処理対象外PCB廃棄物

PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のポリ塩化ビフェニル汚染物の処理については、現在、JESCOが処理施設設置工事（増設）を進めているところであり、北海道及び15県は処理体制の整備に協力することとします。

また、微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、引き続き、無害化処理認定制度に基づく処理業者の認定を進めるよう国に対して要望していくこととします。

(4) 中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理の推進

国の方針に従って、平成23年度から平成24年度までの期間を、中小企業者の保管するPCB廃棄物（以下「中小企業者保管PCB廃棄物」という。）の早期処理に向けた重点期間と位置付け、今後、北海道及び15県は、JESCOとの十分な連絡調整等を通じて、以下の取組みに対する協力を行うこととします。

- ①中小助成件数（台数）の増加、契約の加速化
- ②中小企業者保管PCB廃棄物の受け入れ枠の確保・拡充
- ③収集運搬体制の円滑化の取組の実施
- ④中期的な処理の加速化を見据えた登録の促進

(5) その他

この他、PCB廃棄物の処理にあたって必要な事項について、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。

**北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における搬入計画**

			H24年度												H25年度												H26年度												備考				
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
<b>北海道の搬入期間</b>			←—————→																																								
少量保管事業者	Aブロック	胆振総合振興局																																									
		日高振興局、渡島総合振興局、函館市、檜山振興局																																									
	Bブロック	石狩振興局																																									
		札幌市、後志総合振興局																																									
Cブロック	空知総合振興局、上川総合振興局、旭川市、留萌振興局、宗谷総合振興局																																										
	オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局																																										
多量保管事業者（30台（本）以上）																																											
<b>15県の搬入期間</b>			←—————→																																								
少量保管事業者	ブロック	県	保管台数	合計台数	比率	月間置換	月間案	第5回 重点搬入期間				第6回 重点搬入期間				第7回 重点搬入期間				備考																							
少量保管事業者	南東北ブロック	宮城県	1,965	4,760	16.9%	1.4	1.5																																			奇数巡目は1ヶ月 偶数巡目は2ヶ月	
		山形県	922																																								
		福島県	1,873																																								
	北東北ブロック	青森県	929	2,885	10.3%	0.8	1.0																																				
		岩手県	1,113																																								
		秋田県	843																																								
	甲信越ブロック	新潟県	3,035	6,075	21.6%	1.7	1.5																																				
		山梨県	836																																								
		長野県	2,204																																								
	北陸ブロック	富山県	3,045	5,530	19.7%	1.6	1.5																																				
石川県		1,601																																									
福井県		884																																									
北関東ブロック	茨城県	3,291	8,884	31.6%	2.5	2.5																																			奇数巡目は3ヶ月 偶数巡目は2ヶ月		
	栃木県	2,546																																									
	群馬県	3,047																																									
総合計			28,134	28,134	100%	8	8																																				
多量保管事業者（30台（本）以上）																																											

- <留意事項>**
- 本搬入計画は、北海道及び15県の各ブロックの搬入期間を定めたもので、処理量については、年度ごとに定める処理実施計画において定めることとします。
  - 多量保管事業者とは、トランス類及びコンデンサ類等を合計30台（本）以上保有している保管事業者を、少量保管事業者は多量保管事業者以外の保管事業者としています。
  - 15県の各ブロックの重点搬入期間の内訳については、各ブロックにおいて定めることとします。
  - 緊急処理が必要な場合や処理施設の合理的な運転上必要な場合などは協議調整の上、搬入期間外の地域のPCB廃棄物であっても処理できることとします。
  - 本搬入計画は、各年度の実績等を踏まえ、見直すことが出来るものとします。

- <確認事項>**
- JESCOは、多量保管事業者について、処理台数の時期的な集中や不足を防止して計画的処理を行うペースロードとして、処理期間を通して安定的に処理を行うこととします。
  - 9月1日から9月30日までは定期点検期間のため、8月下旬頃から9月中旬頃までの間は搬入を行わないこととします。